

函 福 管

令和5年(2023年)7月21日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

1 配付資料

- 函館市低所得世帯臨時特別給付金に係るコールセンターの開設について

(保健福祉部管理課)

函館市低所得世帯臨時特別給付金に係るコールセンターの開設について

1 コールセンターの開設

- 現在、支給に必要な確認書や申請書の作成など、支給に向けた準備を進めておりますが、手続き方法などに関する函館市のコールセンターを令和5年7月24日（月）に開設します。

函館市臨時特別給付金コールセンター

電話（フリーダイヤル）0120-023-603

午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

2 函館市低所得世帯臨時特別給付金の概要

（1）制度の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯の方に対して、函館市低所得世帯臨時特別給付金を支給します。

（2）対象世帯・支給額

	①住民税非課税世帯	②住民税均等割のみ課税世帯
該当の条件	令和5年6月1日時点で函館市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯	令和5年6月1日時点で函館市に住民登録があり、以下のいずれかに当てはまる世帯 ●令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている方で構成される世帯 ●令和5年度分の住民税均等割のみ課税されている方と住民税均等割が非課税の方で構成される世帯
支給額	1世帯あたり3万円	1世帯あたり1万8千円

（上記①、②のいずれか1世帯につき1回限り）

（3）支給手続き

支給対象と見込まれる世帯には、8月中旬を目途に、「**確認書**」（令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯は「**申請書**」）を送付しますので、内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒にて転送してください。

3 提出期限

令和5年11月30日（木）必着

4 支給時期

確認書（申請書）を受付後、記載事項や添付書類の確認・審査等を経て、約3週間後に指定の口座に振込予定です。